

郵	営業・業務				【一般指示】
かもめ～る販売における適正営業推進に向けた取組					社内対応 お客さま対応
ToDo	—	—	ポータル	必須	—

- 別紙1 かもめ～る販売における適正営業推進に向けた取組(6ページ)
 別紙2 かもめ～る(四面連刷)取扱いフロー及び取扱上のご注意事項(4ページ)
 別紙3 2017年用かもめ～る(四面連刷)申込書及び四面連刷買受申込書(2ページ)
 別紙4 四面連刷はがきの売渡しについてのご案内(1ページ)
 別紙5 四面連刷はがき買受販売所状況表(1ページ)
 別紙6 支社宛先一覧(1ページ)

かもめ～る販売においては、管理者を含めた社員全員が本取組を通じて、実需に基づかない買取りの禁止や行き過ぎた営業指導の禁止等、コンプライアンスを遵守し、適正な営業を推進してください。

1 コンプライアンス研修等の実施【実施期限：5/31(水)】

- 別紙1に従い、コンプライアンス研修及び社員周知等を実施。
 ※ 研修資料は、かもめサイト¹に掲載しています。

2 かもめ～る(四面連刷)の取扱い【実施日：速やかに】

- 販売対象は、原則、印刷会社又は印刷会社に持ち込まれるお客さまに限ります。
- 販売に当たっては、以下のとおり確認等を実施。
 - ア 販売対象及びお客さまへの確認事項
 - 来局したお客さまがかもめ～る(四面連刷)の購入を希望する場合、別紙2のフローのとおり対応。
 - 四面連刷の利用を前提に提案営業を行った場合は、申込書の記入は不要。

販売対象	確認事項	提出書類(様式)
印刷会社	・納入先が印刷会社であること(別紙3の1項番2,3)。	申込書(別紙3の1)
事業所等 (印刷会社以外)	・自社等での印刷利用又は納入先が印刷会社であること(別紙3の1項番2,3)。	
個人	・別紙2の2を交付し、なお購入希望があること ・販売部数	201部以上の場合は、 申込書(別紙3の1)。

イ 販売所への対応

- かもめ～る(四面連刷)について販売所で適切に販売しているかを判断(自家消費していないか、販売所を設置している場所で販売しているか)の上、売渡しを行う必要があるため、支店統合局及び郵便専門局は契約局長が、それ以外の局は地区統括局長が売渡しの可否について判断。
- 以下の表及び別紙2の4を参考に、細かい部分は局長裁量により、売渡しの可否を判断。

内容	項番	支店統合局及び郵便専門局	それ以外の郵便局
1. 販売所への説明準備	①	2016 年度に四面連刷はがきを売渡している販売所について、自局の販売所への売渡状況を把握するため、別紙 5 のとおりかもめサイトに掲載する四面連刷はがきの売渡データを参考にリスト化。	
	②	契約局長は事前に売渡しの是非を検討。	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便局から副部長(郵便・物販担当)に別紙 5 の情報を報告。 ・副部長は、部会エリアの別紙 5 を取りまとめ、地区副統括局長(郵便・物販担当)に報告する。 ・地区統括局長は事前に売渡しの是非を検討。
2. 販売所への説明		2016 年度に四面連刷はがきを売り渡している販売所を訪問し、別紙 4 を用いて説明の上、別紙 3 の 2 及び別紙 4 を交付。	
3. 販売所への売渡可否の決定	①	<ul style="list-style-type: none"> ・来局した販売所が四面連刷の買受けを求める場合、別紙 3 の 2 を提出いただく。 ・提出された別紙 3 の 2 の内容を確認し、日付印を押し、担当者欄に記名・押印。 	
	②	契約局長が別紙 2 の 3 を基準に売渡しの可否を決定。別紙 3 の 2 の確認者欄に記名・押印。	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便局から副部長に別紙 3 の 2 を提出する。 ・副部長は別紙 2 の 3 を基準にチェックし、地区副統括局長(郵便・物販担当)に報告。 ・地区統括局長が売渡しの可否を決定。別紙 3 の 2 の確認者欄に記名・押印。
	③	・決定後、郵便局から売渡しを行っている販売所へ、売渡しの可否を通知。	
4. 販売所への売渡し		販売所への四面連刷売渡の際には、事前に売渡しの可否を確認した販売所であるか(提出のあった別紙 3 の 2 のとおりか)、確認の上売渡し。	

ウ 支社への郵送【実施期限：9/8(金)】

- 売渡枚数が売渡期間中で合計 1,000 部以上の販売所について、別紙 3 の 2 の写しを支社(別紙 6 の宛先)に郵送。

エ 簡易郵便局への売渡し

- 簡易郵便局からかもめ～る(四面連刷)について、申込書(別紙 3 の 1)の提出があるため、内容を確認。

※ 販売対象が個人で販売部数が 200 部以下の場合は、申込書は提出されません。

- 簡易郵便局への四面連刷売渡の際には、事前に売渡しの可否を確認した簡易郵便局であるか(提出のあった別紙 3 の 1 のとおりか)、確認の上売渡し。
- 簡易郵便局から提出された申込書を 1 部コピーし、簡易郵便局へ交付。

3 その他

- Q&A は、かもめサイトに掲載し、順次更新します。

<関連規程・様式等>

	項目	使用方法	掲載先
i	かもめサイト	必須	ポータルサイトー郵便ー郵便イントラー6.年賀・かもめ～るー2017 年度かもめ～るのページ

以上

担 当：本社 郵便・物流営業部 販売促進担当 松本課長 03-3504-9634

照会先：

○販売所以外に関すること

郵便業務を担当する組織

支社 郵便・物流営業部(沖縄支社は郵便・物流部 郵便・物流営業室)

本社 郵便・物流営業部 販売促進担当

北海道	011-214-4272	東 北	022-267-7798	関 東	048-600-2146	東 京	03-5574-9607
南関東	044-280-9087	信 越	026-231-2304	北 陸	076-220-3140	東 海	052-446-8177
近 畿	06-6944-5642	中 国	082-224-5080	四 国	089-936-5671	九 州	096-328-5290
沖 縄	098-865-2330	本 社	03-3504-9634				

窓口業務を担当する組織

支社 郵便・物流営業部(沖縄支社は郵便・物流部 郵便・物流営業室)

本社 郵便・物流営業部 窓口営業担当

北海道	011-214-4070	東 北	022-267-7693	関 東	048-600-1032	東 京	03-5574-9550
南関東	044-280-9115	信 越	026-231-2232	北 陸	076-220-3140	東 海	052-446-8177
近 畿	06-6944-5642	中 国	082-224-5158	四 国	089-936-5406	九 州	096-328-5290
沖 縄	098-865-2334	本 社	03-3504-4313				

○販売所に関すること

支社 郵便・物流営業部(沖縄支社は郵便・物流部 郵便・物流営業室)

本社 郵便・物流営業部 販売所・取扱所担当

北海道	011-214-4272	東 北	022-267-7798	関 東	048-600-2146	東 京	03-5574-9607
南関東	044-280-9086	信 越	026-231-2304	北 陸	076-220-3140	東 海	052-446-8177
近 畿	06-6944-5614	中 国	082-224-5080	四 国	089-936-5671		
九 州	096-328-5290	沖 縄	098-865-2298	本 社	03-3504-4376		

かもめ～る販売における適正営業の推進に向けた取組

1 コンプライアンス研修の実施

- 実需に基づかない自社商品の買取り(金券ショップ持込み)の禁止、不適正な交換処理の禁止及び信書の秘密の保護等のコンプライアンス遵守を徹底するため、管理者を含む全社員にその内容を理解させるための研修を実施。
 - ※ 部長等管理者に対しては、局長自ら実施し、徹底を図ること。
 - ※ 研修資料は、かもめサイトに掲載しています。
- 採用・異動・担務変更後間もない(2～3年)社員や施策の理解が十分ではないと判断される社員がいる場合は、個別に対話等を実施。
- コンプライアンス研修の実施状況を、以下のとおり記録。
 - ア 郵便業務を担当する組織：コンプライアンスに関する研修・指導状況等記録表
 - ※ コンプライアンス点検等マニュアル【規程 Navi コード：20440】別添 9【規程 Navi コード：31791】
 - イ 窓口業務を担当する組織：指導記録表
 - ※ 個人情報保護・情報セキュリティマニュアル【規程 Navi コード：40435】様式 3【規程 Navi コード：52165】

2 立替払の禁止及び Web 受注サービスの活用

(1) かもめ～るの販売代金の立替払の禁止

- かもめ～るの販売代金を社員が立て替える行為(以下「立替払」といいます。)は、社員に勤務時間外営業・代金回収のリスクを負わせることとなるため禁止。
 - ※ 管理者は、コンプライアンス研修で全社員に理解させるとともに、大口利用者等への販売を行っている社員に対し、立替払により販売していないことを確認。

(2) Web 受注サービスの活用

- 自局の営業エリア外のお客さまにかもめ～るを販売する場合は、「社員専用 Web 受注サービス」を活用し販売。
 - ※ 本来、営業活動は自局エリア内で実施するものですが、当サービスは、知人・親戚等に販売することを考慮して設けているものです。

<Web 受注サービス利用時の実績について>

- 対象の販売枚数及び販売収入を「営業局(100%)－配達局(0%)」で実績を付け替えます(実績の付替えは、毎週 1 回、支社経由で対象局宛お知らせします。)。
 - ※ 入力方法等の詳細は、かもめサイトに掲載します。
 - ※ Web 受注サービスへの入力に当たっては、お客さまから「購入申込書」をいただき、当該申込書に記載された注文内容を入力してください。

3 内部通報窓口の周知・徹底

- 行き過ぎた営業指導、その他の不適正営業を防止するため、ミーティング等で管理者が

全社員に対し、別添1を読み上げ、現在掲出している「内部通報窓口利用の手引」の隣に掲出(掲出期間はかもめ～る販売期間中とし、期間経過後に適宜廃棄)。

4 販売所への売渡時における、昨年度の実販売枚数の確認

- 販売所の売渡時に、かもめサイトに掲載している昨年度の実販売枚数(「売渡枚数」-「等価交換枚数」)を確認。
- ※ 昨年度を大幅に超える枚数を売り渡す場合は、販売所に対して「販売見込み」、「販売先」等を確認。
- 本社及び支社では、郵便切手類販売所への水増し販売による不正な実績のかさ上げを防止するため、等価交換実績データの確認等を実施します。

5 交換の取扱い

- かもめ～るの販売に関して、交換を前提とした購入(社員による購入及び社外の者の購入)を抑止するため、かもめ～るの交換時において別添2のとおり領収書の提出を求める等の協力を依頼してください。
- お客さま話法及び必要様式は、5/31(水)までにかもめサイトに掲載します。
- 簡易郵便局と売渡郵便局との交換については、本取扱の対象外とするため、簡易郵便局に対し、申出書の作成等を依頼する必要はありません(売渡郵便局に限る)。

不適正営業に関する内部通報窓口への通報について

「内部通報窓口」は、コンプライアンス違反の発生とその拡大を未然に防止すること、早期に解決することを目的として設置しています。
かもめ～るの販売に関し、以下のような行き過ぎた営業指導や不適正営業の疑いのある事案等があれば、内部通報窓口へ通報してください。

- ① 社員の過去の実績や、従事する業務態様に見合わない過度の指標を課す。
- ② かもめ～る販売が低実績の社員に対し、人事上、業績評価上の不利益な取扱いをほのめかす。
- ③ かもめ～る販売が低実績の社員に対し、他の社員への見せしめとなるような営業指導を行う。
- ④ 販売実績を急に伸ばしたが、販売先が不透明な社員又はそれを黙認している管理者がいる場合。
- ⑤ 郵便切手類販売所に対し想定される販売見込みよりも極端に多くかもめ～るを購入させている場合。

【通報の宛先】

①社内「内部通報窓口」

- 1 電子メール yubinkyokucoordinator.ii@jp-post.jp
- 2 郵便 〒100-8798 千代田区霞が関1-3-2
日本郵便株式会社コンプライアンス統括部
「内部通報窓口 コーディネーター」宛て

②社外「内部通報窓口」

- 1 電子メール yuuseicoordinator@horilaw.com
- 2 郵便 〒102-0094 千代田区紀尾井町3-1-2
紀尾井町ビル8階 堀総合法律事務所内
「日本郵政グループ社外窓口担当弁護士」宛て

・ 内部通報窓口は次のように通報者を保護していますので、安心して利用してください。

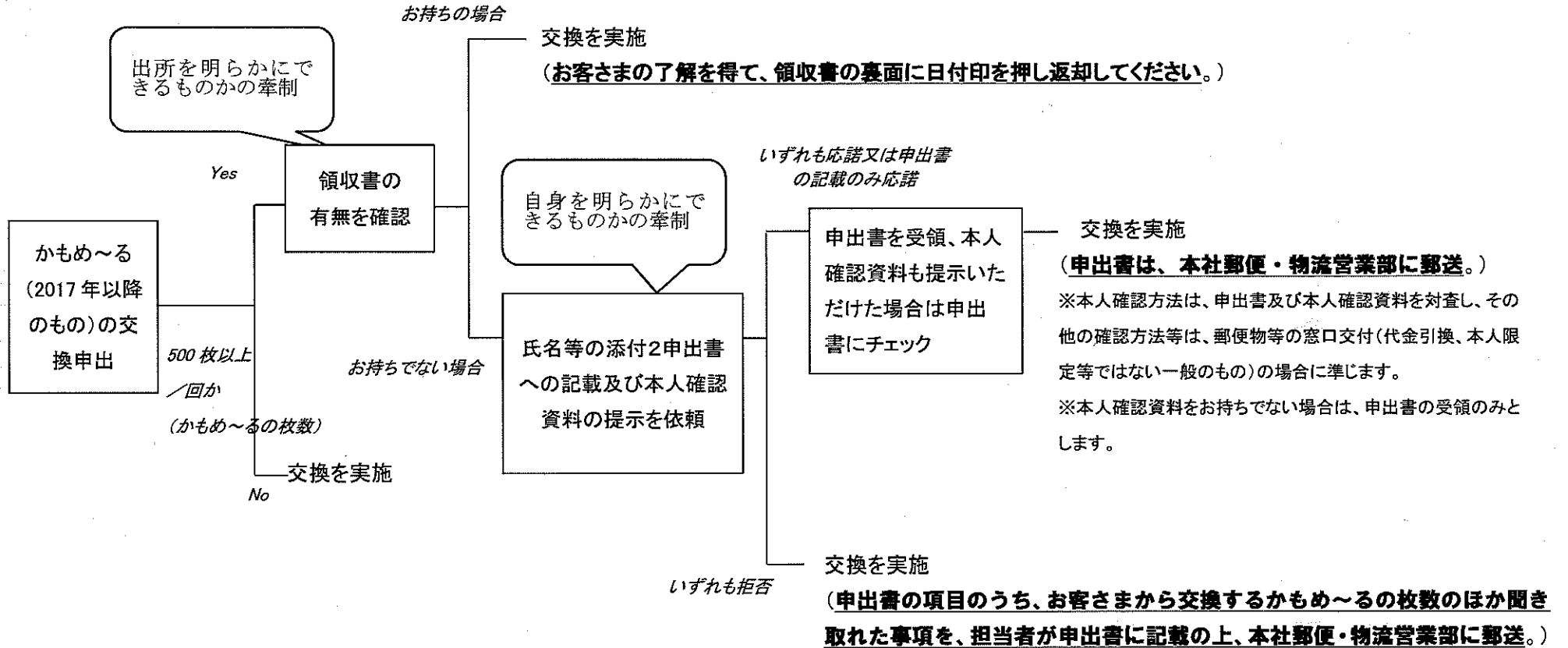
- ①通報者が特定されないよう必要な措置をして調査に当たるため、通報者の所属、氏名を明らかにすることはありません。
- ②通報(不正な目的等の通報を除く。)を行ったことにより、通報者が不利益を被ることはありません。

なお、通報者に対し不利益を与えるようなことをした者に対しては、厳正に対処します。

かもめ〜るの交換に関する領収書の提出（お客さまへの協力依頼）についての実施内容

かもめ〜る（2017年以降のもの）の交換申出（500枚以上の交換に限る）。有料交換、無料交換を問わず実施（簡易局は無料交換を除く）。
かもめ〜る販売期間は添付1を掲示等し活用。

【郵便局での取扱い】



※簡易局が交換受けした葉書を売渡局に持ち込み交換する場合は、対象外とするため申出書は不要。

夏のおたより郵便葉書（かもめ〜る）の 交換時における領収書のご提示等のお願い

2017年の夏のおたより郵便葉書（かもめ〜る）について、有料交換（書き損じ）又は無料交換（誤購入）をお申出される際は、その枚数により、ご購入時の領収書のご提示又はご本人確認によるご本人様確認をお願いする場合があります。

ご理解ご協力のほど、よろしく申し上げます。

夏のおたより郵便葉書(かもめ〜る)の交換に係るお申出書

交換手数料(いずれかに○)

有・無(誤)

年 月 日

お客さま	お預かりするかもめ〜る	日付印
お名前/会社名	総枚数(①) 枚	
	総金額(郵便料額) 62円×① = 円	
電話番号	購入郵便局/購入日	
	郵便局 年 月 日	

※太枠の欄をご記入ください。

※ご記入いただいた個人情報は、日本郵便株式会社(以下「当社」といいます。)において、反社会的勢力等に関する確認のための警察等への照会等、本サービスの提供のために必要な範囲で使用します。また、ご記入いただいた個人情報は、当社が管理責任者として厳重に管理・保管いたします。詳しくは日本郵便株式会社Webサイトのプライバシーポリシーをご参照ください。

【受付郵便局】

日本郵便株式会社 郵便局

電話: — —

担当者:

郵便局使用欄

本人確認後、チェック
(本人確認方法は、郵便物等を窓口交付する場合と同様)

 本人確認実施

領収書を持参されていない場合にチェック

 自署等有 自署等無

郵送先

〒100-8798

東京都千代田区霞が関一丁目3番2号

日本郵便株式会社 郵便・物流営業部

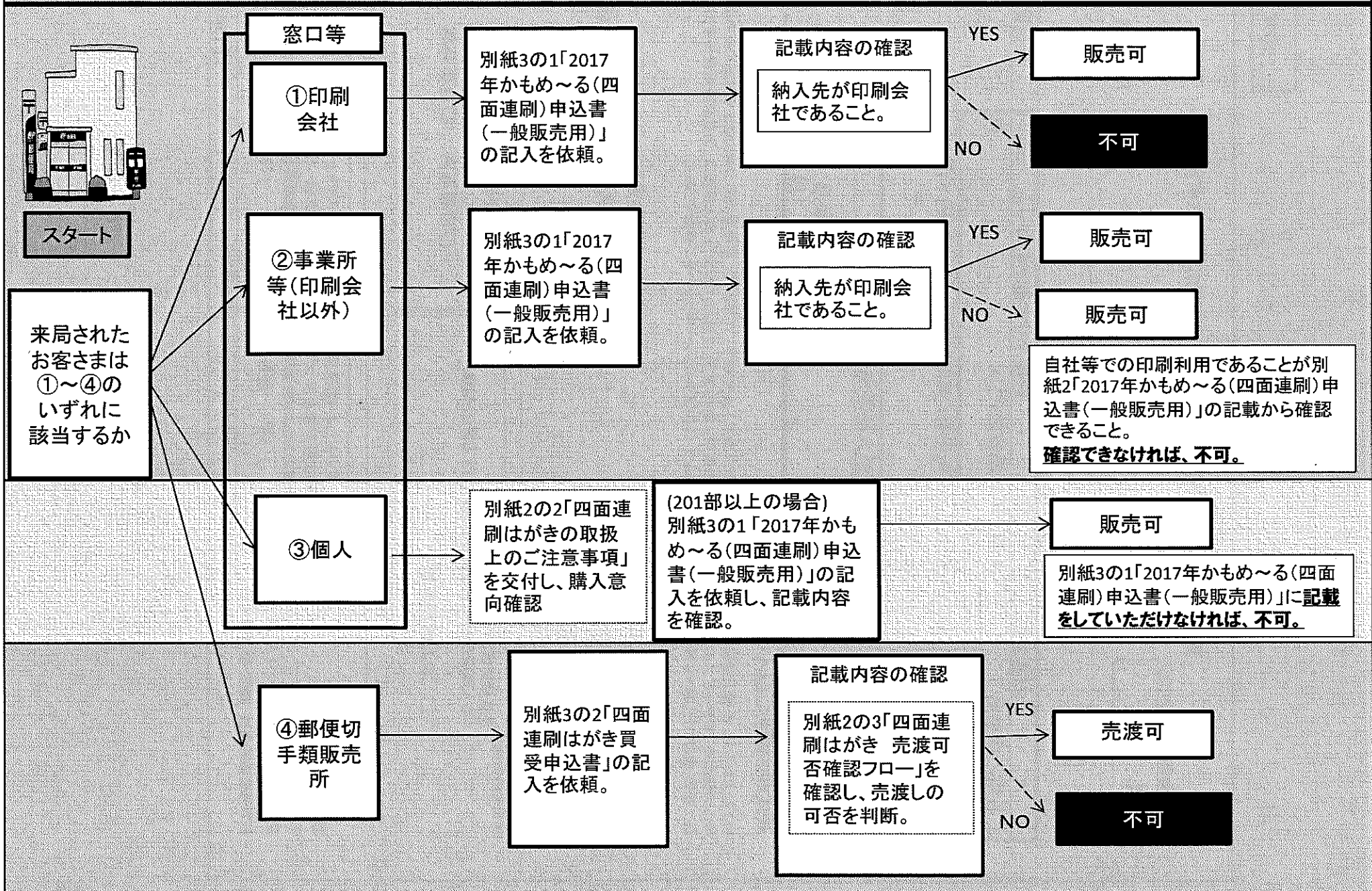
お預かりした夏のおたより郵便葉書(かもめ〜る)の状態のチェック

 封包又は箱でまとまった状態 バラの状態

お預かりした夏のおたより郵便葉書(かもめ〜る)の内で郵便局で任意の1枚のくじ組番号を記載
組「 」(3桁) 番号「 」(6桁)

【1年保存】

2017年かもめ～る(四面連刷) 取扱フロー



四面連刷はがきの取扱上のご注意事項

四面連刷はがきをご購入いただきましてありがとうございます。

四面連刷はがきを郵便葉書として利用いただくには、
長辺が14.8センチメートル、短辺が10.0センチメートルに裁断していただく必要が
ございますので、ご利用に当たってはご注意ください。

四面連刷はがきの取扱上のご注意事項

四面連刷はがきをご購入いただきましてありがとうございます。

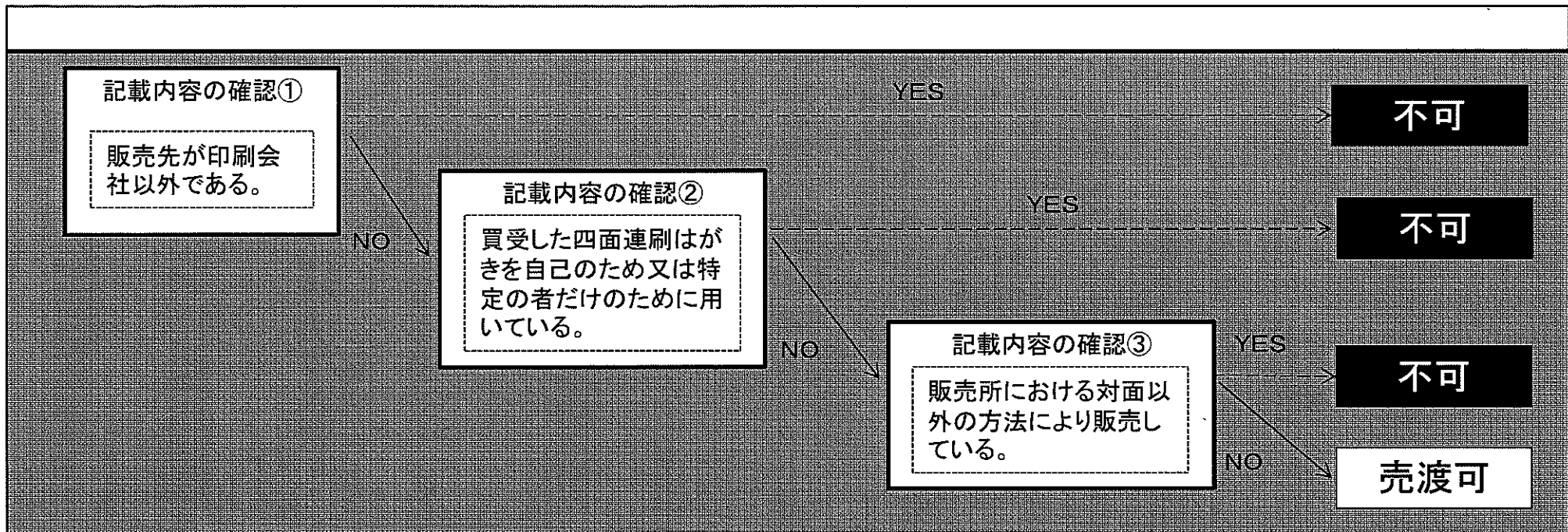
四面連刷はがきを郵便葉書として利用いただくには、
長辺が14.8センチメートル、短辺が10.0センチメートルに裁断していただく必要が
ございますので、ご利用に当たってはご注意ください。

四面連刷はがきの取扱上のご注意事項

四面連刷はがきをご購入いただきましてありがとうございます。

四面連刷はがきを郵便葉書として利用いただくには、
長辺が14.8センチメートル、短辺が10.0センチメートルに裁断していただく必要が
ございますので、ご利用に当たってはご注意ください。

四面連刷はがき 売渡可否確認フロー



<記載内容の確認方法>

販売所から提出のあった別紙3の2(四面連刷はがき買受申込書)について、以下のとおり確認します。

①販売先が印刷会社以外である。

・項番2-①(販売先名称)及び2-②(業種)により、販売先が印刷会社であることを確認する。

ただし、販売先が最終的に印刷会社に持ち込む予定である場合は可(フローをNOの矢印に進む)とする。

②買受した四面連刷はがきを自己のため又は特定の者だけのために用いている。

・項番1(販売所情報)と2-①(販売先名称)及び2-③(販売先所在地)により、同一の会社でないか確認する。

・項番3-②にチェックをしているか確認する。

③販売所における対面以外の方法により販売している。

・項番3-①にチェックをしているか確認する。

四面連刷 販売所への売渡フロー

